
株式移転に関する事後開示書類

2020年10月1日

アイペットホールディングス株式会社
アイペット損害保険株式会社

2020年10月1日

株式移転に関する事後開示書類

東京都港区六本木一丁目8番7号
アイペットホールディングス株式会社
代表取締役 CEO 山村 鉄平

東京都港区六本木一丁目8番7号
アイペット損害保険株式会社
代表取締役 社長 山村 鉄平

アイペット損害保険株式会社（以下「アイペット」といいます。）は、2020年6月27日開催のアイペット第16期定時株主総会において、ご承認いただいた株式移転計画書に基づき、2020年10月1日をもって株式移転設立完全親会社であるアイペットホールディングス株式会社（以下「アイペットHD」といいます。）を設立し、アイペットを株式移転完全子会社とする株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を実施いたしました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式移転の効力発生日(会社法施行規則第210条第1号)
2020年10月1日
2. 会社法第815条の2、第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過
 - (1) 株式移転完全子会社における本株式移転の差止請求手続の経過（会社法施行規則第210条第2号）
本株式移転に関し、会社法第805条の2の規定により差止請求権を行使した株主はいませんでした。
 - (2) 株式移転完全子会社における株式買取請求手続の経過(会社法施行規則第210条第3号)
アイペットは、会社法806条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2020年7月9日付にて、アイペットの株主に対し、本株式移転をする旨、株式移転完全親会社である持株会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第806条第1項の規定により株式買取請求権を行使した株主はいませんでした。

(3) 株式移転完全子会社における新株予約権買取請求手続の経過（会社法施行規則第 210 条第 3 号）

該当事項はありません。

(4) 株式移転完全子会社における債権者異議手続の経過（会社法施行規則第 210 条第 3 号）

該当事項はありません。

3. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 210 条第 4 号）

本株式移転により、アイペットHDに移転したアイペットの株式は、10,798,173 株です。

4. その他株式移転に関する重要な事項（会社法施行規則第 210 条第 5 号）

(1) アイペットHDは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じた日の前日の最終時におけるアイペットの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するアイペットの株式 1 株につきアイペットHDの株式 1 株の割合をもって、アイペットHDの株式を割当交付しました。

(2) アイペットHDは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じた日の前日の最終時におけるアイペットの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、その所有するアイペットの第 11 回新株予約権（い）1 個につきアイペットHDの第 1 回新株予約権（い）1 個、アイペットの第 11 回新株予約権（ろ）1 個につきアイペットHDの第 1 回新株予約権（ろ）1 個の割合をもって、アイペットHDの新株予約権をそれぞれ割当交付しました。なお、各新株予約権の目的となる株式の数は、2 株です。

(3) アイペットHDの設立時の資本金及び準備金の額は次のとおりです。

資本金 : 1 億円

資本準備金 : 2,500 万円

利益準備金 : 0 円

(4) アイペットHDの株式は、2020 年 10 月 1 日に株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。なお、アイペットの株式は、2020 年 9 月 29 日をもって、株式会社東京証券取引所マザーズ市場において上場廃止となりました。

以上